

項目	内容				
銘柄コード	9	4	3	4	5
銘柄名称	ソフトバンク株式会社第1回社債型種類株式				
単元株式数	100 株				
新規記録数	30,000,000 株				
新規記録日	2023 年 11 月 1 日				
配当に関する事項	1. 優先配当金 (1) 優先配当金 当社は、3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」という。）または第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下第1回社債型種類株主とあわせて「第1回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、次号に定める配当年率（10%を上限とする。以下「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。また、2024 年 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含む。）から 2024 年 3 月 31 日（同日を含む。）までの期間の日数につき、1 年を 366 日として日割計算を行い、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に定める第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。 (2) 配当年率 (i) 2029 年 3 月 31 日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合 年 2.500% (ii) 2029 年 4 月 1 日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合 各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の 2 営業日（以下に定義する。）前の日（以下「年率基準日」という。）における 1 年国債金利（以下に定義する。）に 3.182%を加えた率 当社はその本店において、2029 年 4 月 1 日以降に終了する各事業年度の開始日から 5 営業日以内（当該事業年度の開始日を含む。）に、上記(ii)により決定された配当年率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、または休日とすることが認められた日以外の日をいう。 「1 年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日（以下に定義する。）の東京時間午前 9 時 30 分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイルおよび承継ページを含む。）または当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイルおよび承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページもしくはダウンロードできるファイルをいう。）に表示される 1 年国債金利をいう。 ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前 10 時に、年率基準日のレートとしての 1 年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、または国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー（当社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。）または市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大 5 者をいう。）に対し、年率基準日の東京時間午後 3 時現在のレートとして提示可能であった参照 1 年国債（以下に定義する。）の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」という。）の提示を求めるものとする。 当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが 4 者以上である場合、当該事業年度に適用される 1 年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ 1 つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第 4 位を四捨五入する。）とする。 当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが 2 者または				

	3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。）とする。 当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利（ただし、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利）を当該事業年度に適用される1年国債金利とする。 「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。 「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日またはその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。 (3) 累積条項 ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記「残余財産の分配に関する事項」に定める残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する前号(i)または(ii)に掲げる年率で1年を365日（当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日）として行う日割計算により算出した金額を加算して行う（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、本項第(1)号または次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。 (4) 非参加条項 第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額および第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。 2. 優先期中配当金 当社は、3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、2024年3月31日に終了する事業年度においては期中配当基準日を基準日とした剰余金の配当を行わないものとし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。
残余財産の分配に関する事項	(1) 残余財産分配金 当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額および経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた額（以下「基準価額」という。）の金銭を支払う。 「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366）とする。ただし、2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2024年3月31日（同日を含む。）までの期間の日数）で除して得られる額をいう（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものと

	する。)。ただし、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会決議日の前日までの場合は、当該配当金の予想額として当社が9月30日時点で公表済みの額）を控除した額とする。 (2) 非参加条項 第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。
議決権に関する事項	第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
種類株主総会の決議に関する事項	(1) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 (4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができる。 (5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議または取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。 (a) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。） (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認
取得条項に関する事項	(1) 金銭対価の取得条項 当社は、下記（a）または（b）のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得すると引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記「残余財産の分配に関する事項」に定める経過配当金相当額の計算における「分配日」を「当該取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載もしくは記録がなされた日または当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載もしくは記録の抹消がされた日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額および経過配当金相当額を計算する。また、取得日の属する事業年度の6月30日の終了時点において、当該事業年度の直前の事業年度における第1回社債型種類株式累積未払配当金が発生している場合には、当該基準価額に当該累積未払配当金の額が含まれるものとみなす。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。 (a) 払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日が到来した場合（2028年11月1日以降） (b) 資本性変更事由（以下に定義する。）が生じ、かつ継続している場合 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所をいう。）のうち1社以上より、各信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第1回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、または当該旨の書面による通知が当社

に対してなされたことをいう。

(2) 借換制限

当社は、当社が本項に規定する取得または特定の第1回社債型種類株主との合意もしくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下本項に規定する取得とあわせて「金銭対価取得」という。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額（以下に定義する。）につき、借換証券（以下に定義する。）を発行もしくは処分または借入れ（以下「発行等」という。）することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。

なお、払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日（2028年11月1日）以降、金銭対価取得を行う場合において、調整後ネットレバレッジ・レシオ（以下に定義する。）が2023年6月末時点の数値以下の場合には、借換必要金額の算出にあたり、調整後連結自己資本金額（以下に定義する。）から2兆818億円を控除した金額（かかる金額がゼロを下回る場合はゼロとし、当該金銭対価取得に係る第1回社債型種類株式の払込金額の総額相当額を上限とする。）に50パーセントを乗じた金額を金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額（以下に定義する。）から控除することができる。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示される。）で除して算出される金額（信用格付業者毎に承認された資本性が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額）をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「借換証券」とは、以下のイないしハの証券または債務をいう。ただし、(i)以下のイないしハのいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のイまたはロの場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社および同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のロまたはハの場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

イ 普通株式

ロ 上記イ以外のその他の種類の株式

ハ 上記イまたはロ以外の当社のその他一切の証券および債務

「調整後ネットレバレッジ・レシオ」とは、金銭対価取得を行う時点で当社より公表されている調整後純有利子負債（以下に定義する。）を調整後EBITDA（以下に定義する。）で除した値をいう。

「調整後連結自己資本金額」とは、直近連結会計年度末または四半期連結会計期間末時点における親会社の所有者に帰属する持分合計からハイブリッド資本（以下に定義する。）を控除した金額をいう。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に50パーセントを乗じた金額をいう。

「調整後純有利子負債」とは、直近連結会計年度末または四半期連結会計期間末時点における有利子負債にハイブリッド資本を加算し、現金および現金同等物、債権流動化現金準備金ならびにその他の調整項目を調整した金額をいう。

「調整後 EBITDA」とは、直近連結会計期間または四半期連結累計期間における営業利益に減価償却費および償却費（固定資産除去損を含む。）ならびに株式報酬費用を加算し、その他の調整項目を調整した金額をいう。

「ハイブリッド資本」とは、当社が発行して各信用格付業者から資本性の承認を得た社債型種類株式、永久劣後債または永久劣後ローンのうち、直近連結会計年度末または四半期連結会計期間末時点において残存する金額の合計をいう。

(3) 取得の方法

当社は、本項に規定する取得を行う場合にあっては、取得日の2週間前の日の前日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第1回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、または公告しなければならない。

取得請求に関する 事項	—
その他	株式の併合または分割等 (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。 (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。 (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 (4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」という。）を、それぞれ同一の持分割合で交付する。ただし、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（ただし、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払合計額の控除その他の必要な調整を行うものとする。）および(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）とする。